

# 貸 付 事 業 一 覧

| 事業名                 | 目 的   | 資金の種類   | 対 象 者   | 貸付限度額                                      | 期 間  | 利率  | 備 考   |
|---------------------|---|---|---|--|--|---|---|
| 母子父子<br>寡婦福祉<br>資金  | 配偶者のない女子又は配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童及び寡婦に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するために貸付を行う。 | 事業開始資金、<br>事業継続資金、<br>修学資金、<br>技能習得資金、<br>修業資金、<br>就職支度資金、<br>医療介護資金、<br>生活資金、<br>住宅資金、<br>転宅資金、<br>就学支度資金、<br>結婚資金 | 母子家庭の母、<br>父子家庭の父、<br>寡婦、母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する子、父母のいない児童      | 資金ごとに設定                                    | 資金ごとに設定  | 無利子<br>又は年<br>1.0%  | 青少年家庭課で受付<br>(浜田市、<br>出雲市、<br>江津市、<br>雲南市、<br>奥出雲町、<br>飯南町、<br>川本町、<br>美郷町、<br>邑南町、<br>吉賀町、<br>海士町、<br>西ノ島町、<br>知夫村、<br>隠岐の島町<br>については各市町村) |
| 生活福祉<br>資金          | 低所得者、高齢者又は障がい者に対し、各種資金を低利子又は無利子で貸し付けるとともに必要な相談支援を行い、その経済的自立及び社会参加の促進を図る。                                  | 総合支援資金、<br>福祉資金、<br>教育支援資金、<br>不動産担保型生活資金   | 低所得世帯、<br>障がい者世帯、<br>高齢者世帯  | 資金ごとに設定                                    | ・据置期間<br>資金ごとに設定<br><br>・償還期間<br>20年以内で<br>資金ごとに設定 | 無利子<br>(連帯<br>保証人<br>がない<br>場合は<br>利子が<br>年1.<br>5%と<br>なる資<br>金あり) | 各市町村<br>社会福祉<br>協議会取<br>扱   |
| 臨時特例<br>つなぎ資<br>金   | 離職者を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、その自立を支援するため、当該給付又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費の迅速な貸し付けを行う。            | 臨時特例つなぎ<br>資金   | 住居のない離職<br>者  | 10万円以内                                     | 一括交付   | 無利子   | 各市町村<br>社会福祉<br>協議会取<br>扱   |
| 障害児療<br>養支援滞<br>在資金 | 心臓疾患等県内医療機関での治療が困難な疾患のため、やむを得ず県外医療機関に入院せざるを得ない育成医療の対象児童の療養環境を整えるために、滞在資金を貸し付け、当該家庭の経済的負担の軽減を図る。           | 滞在資金  | ・育成医療対象<br>児童の扶養義務<br>者<br>・居住地に応じて定める起点から120Kmを超える県外医療機関に10日以上入院すること | 入院予定期間<br>・1ヶ月未満<br>30万円<br>・1ヶ月以上<br>50万円 | ・据置期間<br>退院後1年<br>以内<br>・償還期間<br>5年以内              | 無利子   | 島根県社<br>会福祉協<br>議会取扱  |

| 事業名                  | 目 的   | 資金の種類  | 対 象 者  | 貸付限度額  | 期 間  | 利 率 | 備 考                                |
|----------------------|---|--|--|--|--|-----|------------------------------------|
| 配偶者等からの暴力被害者自立支援金    | 配偶者等からの暴力を受けた被害者に対し、経済的自立を図るための資金を貸し付けることにより、被害者の生活意欲を喚起し、被害者が安定した生活を営めるよう支援する。                         | 生活資金、<br>住宅借上げ資金                                   | 女性相談センターにおいて一時保護中、または一時保護所退所後6ヶ月以内のDV被害者で、生活に必要な収入を得るための手段の確保が見込まれ、その収入を得るまでの間の生活に必要な資金の確保が困難であること。  | 30万円   | ・据置期間<br>貸付けの日から3か月以内<br>・償還期間<br>据置期間の満了の日から3年以内  | 無利子 | 窓口は女性相談センター                        |
| 児童養護施設退所者等自立支援事業     | 児童養護施設等に入所中又は里親等へ委託中、及びこれらを退所又は解除となった者に対し、自立支援資金を貸し付け円滑な自立を支援する。  | ①生活支援費<br>②家賃支援費<br>③資格取得支援費<br><br>※生活支援費は進学の場合のみ | ①・②<br>児童養護施設等を退所又は里親への委託が解除された者のうち、保護者からの経済的援助が見込めない者であって大学等に進学又は就職をする者。<br>(生活支援費は進学の場合のみ対象)<br><br>③<br>原則として、児童養護施設等に入所中又は里親等に委託中の者であって、就職に必要な資格の取得を希望する者。 | ①<br>月額5万円<br>②<br>1月あたりの生保基準相当額<br>③<br>資格取得に要する費用の実費(上限25万円) | ①<br>大学等の正規就学期間<br>②<br>進学の場合<br>大学等の正規就学期間<br>就職の場合<br>退所及び委託解除後2年を限度として就業している期間<br><br>※返済免除規定あり | 無利子 | 島根県社会福祉協議会取扱                       |
| ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 | 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関で修業し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金、就職準備金の貸付を行い、ひとり親の修業に係る負担を軽減し、資格取得を促進し自立の促進を図る。 | ・入学準備金<br>・就職準備金                                   | ひとり親家庭の親で、高等職業訓練促進給付金の受給者  | ・入学準備金<br>50万円<br>・就職準備金<br>20万円                               | ・養成機関への入学時<br>・養成機関を修了し、かつ資格取得時<br><br>※返済免除規定あり   | 無利子 | 島根県社会福祉協議会<br>(高等職業訓練促進給付金は各実施市町村) |

| 事業名                        | 目 的                                   | 資金の種類              | 対 象 者   | 貸付限度額                                       | 期 間                      | 利 率 | 備 考        |
|----------------------------|---------------------------------------|--------------------|---|---|--------------------------|-----|------------|
| 保育補助者雇上費貸付                 | 保育士資格の新規取得者の確保、保育士の離職防止、保育士の再就職支援を図る。 | 保育補助者の雇上費貸付        | 保育所及び幼保連携型認定こども園（地方公共団体が運営するものを除く。）、小規模保育事業者、事業所内保育事業者  | 年額2,953千円以内<br>※特定の保育所については、上記に加え2,215千円を加算 | 保育補助者が保育所に勤務する期間（上限3年間）  | 無利子 | 島根県社会福祉協議会 |
| 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付     | 同上                                    | 保育料貸付              | <ul style="list-style-type: none"> <li>未就学児をもつ保育士であって、保育所等に新たに勤務する者</li> <li>保育所等に雇用されている未就学児をもつ保育士であって、産後休暇又は育児休業から復帰する者</li> </ul>  | 未就学児の保育料の半額（上限月額27千円）                       | 当該保育所等に勤務を開始した日から起算して1年間 | 無利子 | 島根県社会福祉協議会 |
| (保育士) 就職準備金貸付              | 同上                                    | 就職準備金貸付            | <p>以下の要件のいずれも満たす者(保育士として週30時間以上の勤務を要する)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保育士登録後1年以上経過した者</li> <li>保育所等を離職後1年以上経過した又は当該施設又は事業に勤務経験のない者</li> <li>保育所等に新たに勤務する者</li> </ul> | 40万円以内                                      | 1回                       | 無利子 | 島根県社会福祉協議会 |
| (保育士) 子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付 | 同上                                    | 子どもの預かり支援事業利用料金の貸付 | <ul style="list-style-type: none"> <li>未就学児をもつ保育士であって、保育所等に新たに勤務する者</li> </ul>  | 利用料金の半額(上限年額123千円以内)                        | 当該保育所等に勤務を開始した日から起算して2年間 | 無利子 | 島根県社会福祉協議会 |